

## 倉敷市立市民病院 セカンドオピニオン相談に関する規約

### 1. 定義：「セカンドオピニオンとは」

セカンドオピニオンとは、「患者さんが納得のいく治療法を選択することができるように、治療の進行状況、次の段階の治療選択などについて、現在診療を受けている担当医とは別に、違う医療機関の医師に「第2の意見」を求めること」とします。

### 2. セカンドオピニオンの対象となるケース/対象とならないケース

(対象となるケース)

- ・倉敷市立市民病院（以下「当院」）以外の医療機関に入院中、または通院されている患者であり、診療情報提供書等の必要な医療情報を当院に提供できること
- ・患者本人、または患者本人が委任をする代理の相談者が当院の指定する日時に来院できること

(対象とならないケース)

- ・医療過誤や裁判係争中に関する相談
- ・他界された患者に関する相談
- ・他の医療機関で実施された診療費用に関する相談
- ・予約外での相談

相談内容によっては担当医師等によりセカンドオピニオン実施が不適切と判断される場合など、相談の内容によってはご要望に応じられないこともありますことをご留意ください。

### 3. セカンドオピニオンでの禁止事項・留意事項

(禁止事項)

- ・相談中の録音・録画等の記録行為は禁止いたします。
- ・相談中は患者本人・代理人（委任状にて代理権のある相談者）以外の立会を禁止いたします
- ・セカンドオピニオンは相談が目的ですので、検査・治療は実施いたしません。
- ・セカンドオピニオン相談における虚偽の申告を禁止いたします。

（虚偽の発覚した場合、当該相談での責任は当院では負いかねます。また、発覚以降の当該患者・相談者のセカンドオピニオンの応需はいたしません。）

(留意事項)

セカンドオピニオン実施後は情報提供をいただいたかかりつけの医療機関に相談の内容につき報告をさせていただきます。当院で相談後、まずはかかりつけの医療機関へお戻りいただき、今後の診療をご相談いただくことを基本方針といたします。

### 4. セカンドオピニオンに関する料金

30分：¥5,500      60分：¥11,000

上記を、当院セカンドオピニオン相談に関する規約とします。  
当該事務手続きや予約方法については別途、定めることとします。